

## とよたフレンズ設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市内に居住し、又は豊田市内で活動する外国人（外国にルーツのある方を含む。以下、「外国人等」という。）が安心して暮らすことができるように、豊田市が実施する多文化共生に関する事業や行政情報等の発信に協力する個人又は団体を「とよたフレンズ」として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 とよたフレンズの認定の対象となり得るものは、次の各号のいずれかの条件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 外国人等に向けて行政情報等を発信できること。
- (2) 多文化共生のまちづくりに向けて豊田市と連携して活動できること。
- (3) 市長が適任と認める者であること。

### (認定)

第3条 市長は、前条の対象として認めた者を、本人又は団体の同意を得て、とよたフレンズに認定し、認定証を交付するものとする。

### (認定期間)

第4条 とよたフレンズの認定期間は、認定証を交付した日からとよたフレンズとしての認定の辞退のあった日まで又は本要綱を廃止した日までとする。ただし、別に認定期間を定めた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、豊田市は、とよたフレンズが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) とよたフレンズとしての適格性を欠くと認められたとき。
- (2) 豊田市に事前の許可を得ることなく、とよたフレンズとして、営利を目的とした活動を行ったとき。
- (3) とよたフレンズとして、特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動を行ったとき。
- (4) 豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）に反する活動を行ったとき。
- (5) その他の理由により、市長が、とよたフレンズとしての活動を続けることが困難と認めたとき。

### (活動)

第5条 とよたフレンズは、豊田市の依頼に基づき、次の各号のいずれかの活動を行う。

- (1) SNS等の媒体を活用し、広く外国人等に向けて分かりやすい情報を発信すること。
- (2) 個人又は団体のルーツとなる外国の文化等を、豊田市民に紹介すること。
- (3) 豊田市が実施する多文化共生に関する講座やイベント等に協力すること。

(4) その他、豊田市の多文化共生のまちづくりの実現に寄与する事業に協力すること。  
2 前条各号の活動について、とよたフレンズは、豊田市の依頼に基づかない場合であっても、本要綱の目的や趣旨に反しない限り、とよたフレンズとして活動することができる。

(報酬等)

第6条 とよたフレンズの認定及び活動に当たっては、報酬等は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 豊田市からの依頼に基づき行う情報発信又は活動において、特別に必要と認められる費用が生じたとき。
- (2) その他、前条の活動を遂行するために特別に必要であると市長が認めたとき。

(庶務)

第7条 とよたフレンズの認定や活動に係る庶務は、多様性社会共創課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。